

令和元年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和元年6月5日（水）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午前10時00分開会

【会 長】ただいまより、令和元年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

最初に、本日、新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、事務局より紹介させていただきます。よろしくお願いします。

【区政情報課長】よろしくお願いいたします。今回、区議会議員の改選が行われました関係で、区議会議員選出の委員といたしまして、5名の皆様が本審議会委員に委嘱されましたので、私からご紹介をさせていただきます。

おぐら利彦委員でございます。

【おぐら委員】おぐらでございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】木もとひろゆき委員でございます。

【木もと委員】木もとです。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】藤原たけき委員でございます。

【藤原委員】藤原です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】三雲崇正委員でございます。

【三雲委員】三雲でございます。よろしくお願いします。

【区政情報課長】伊藤陽平委員でございます。

【伊藤委員】よろしくお願いいたします。

続きまして、現任の委員の皆様をご紹介させていただきます。山口邦明会長でございます。

【会 長】山口です。よろしくお願いします。

【区政情報課長】小林弘和副会長でございます。

【副会長】小林です。よろしくお願いします。

【区政情報課長】布施一郎委員でございます。

【布施委員】布施です。よろしくお願いします。

【区政情報課長】津吹一晴委員でございます。

【津吹委員】津吹でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】多田敦子委員でございます。

【多田委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】鍋島照子委員でございます。

【鍋島委員】お願いいたします。

【区政情報課長】伊藤英里委員でございます。

【伊藤英里委員】伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】田中正明委員でございます。

【田中委員】田中です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】濱田一成委員でございます。

【濱田委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】なお、本日ご欠席でございますが、須貝俊司委員がいらっしゃいます。

続きまして、事務局職員でございます。私、事務局の区政情報課長、村上です。よろしくお願いいたします。

鎌田主査でございます。

【情報公開主査】鎌田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】菅沼主任です。

【情報公開主任】菅沼です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】水島主任でございます。

【情報公開主任】水島です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】今後ともよろしくお願いいたします。私からは以上です。

【会 長】それでは、議事に入る前に、本日、机上配付もございますので、事務局から簡単にご説明をいただきます。

【区政情報課長】まず、資料の点でございますけれども、資料1から資料10まで、このうち9件の資料、それから「情報セキュリティアドバイザー意見」の一覧を事前にお送りをさせていただいております。それから、本日の机上配付といたしまして3種類ほど置かせていただいておりますけれども、まず資料5-2の差替えということで、こちらのカラーのA4横の物が1枚。それから、事前送付でお送りをさせていただきませんでした資料9、それから資料9にかかわる「情報セキュリティアドバイザーの意見」を本日、机上配付をさせていただきました。資料については以上でございます。

【会 長】資料につきましては、それぞれの議題に入る前にもう一度確認いたしますので、そのときに何かありましたらご発言ください。

それでは、議題に入り審議を進めてまいります。説明される方は資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

では、まず資料1「新宿2020サポーターの申込受付等業務の委託について」であります。

まず、説明者はお名前と資料の確認をお願いいたします。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】新宿区の東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課で担当課長です。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。資料1でございます。件名が「新宿2020サポーターの受付等業務の委託について」というホチキスどめの資料でございます。それから資料1-1が新宿2020サポーターに伴う個人情報等の流れの図、それから資料1-2が縦組の資料になりますが、登録の申込書の様式をお付けしてございます。それから資料1-3といたしまして、この新宿2020サポーターの実施スケジュールをお付けしてございます。資料につきましては以上でございます。

【会 長】 それでは、内容をご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】 それでは、資料の内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず資料1、こちらなのですけれども、実はこの登録制度とは5月7日から既に募集を開始しているものでございます。お諮りをする時期が合わなくて今回となってしまいましたこと、大変申し訳ございませんでした。また、事前に資料をご覧いただき、ご確認をいただきまして、大変ありがとうございました。事前に頂いたご指摘につきましては、資料に反映をさせていただいております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、事業の概要でございます。「新宿2020サポーターの申込受付等業務の委託について」です。こちらにつきましては、新宿区独自のボランティアの登録制度でございまして、まず、登録をして頂くというのが1段階目、それから個別のイベント等に参加申込をして頂くという2段階の申込をして頂く制度になってございます。

対象者でございますが、区内に居住、通勤、通学している方で中学生以上の方、もしくは区内で活動をしている団体に所属している者としてございます。

事業内容についてでございますけれども、本事業の実施に当たりましては、ノウハウを有する公益財団法人新宿区未来創造財団に業務を委託することとしております。委託の内容では、(1)から(7)が書いてございますが、資料1-1の図と併せてご覧いただければと思います。委託の内容の(1)番でございます。サポーターの申込の受付と申込者の情報の登録という部分、こちら1-1の図の中でいきますと①、②の部分でございます。続いて、登録者への情報の案内ですとか抽選結果の通知という部分が③と⑥の部分、それから(3)にございます従事希望の受付ですとか、従事希望の情報の登録という部分が、こちらの図でいきますと④と

⑤という部分に当たるところになってございます。

それから、(4)にございます、登録者の従事状況の確認とノベルティの配付という部分が、図でいきますと⑨番となってございます。それから(5)番の従事予定者の報告というところが⑦番に当たる部分、図でいきますと右下の部分でございます、⑦の部分。それから(6)番の登録者の管理というところが、受託事業者のブルーの部分の中にあります円柱で示しております部分になります。それから(7)の定期報告というところが、右下にあります⑩番で、それぞれの業務に対応をしてございます。この個人情報を取り扱うに当たりましては、黄色の吹き出しでお示しをしてございますけれども、こういった形でセキュリティ対策を講じていくこととしてございます。

資料1にお戻りいただきまして、3ページ目の別紙、「業務委託」のところをご覧いただければと思います。事業者処理させる情報項目でございますけれども、こちらは記載のとおりでございます。氏名、年齢、学年、住所、電話番号、FAX番号、E-mailメールアドレス、通勤・通学先・所属団体、それから外国語のスキル、地域人材ネットワーク、これは新宿未来創造財団で従前から実施をしておりますネットワークでございますけれども、こちらの登録の可否、それから保護者の氏名、イベント従事状況という内容となっております。

委託の開始時期、期限でございますけれども、本年度5月7日から令和2年3月31日までとしてございますけれども、次年度も同様の業務委託を予定してございまして、こちらの事業といたしましては、東京2020大会が終わります来年の9月までを予定してございます。

委託に当たり、区が行う個人情報対策といたしましては、以下記載のとおりでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【会長】では、セキュリティアドバイザーのご意見を、事務局から。

【区政情報課長】「セキュリティアドバイザー意見一覧」の事前にお送りしたもののほうをご覧いただきたいと思います。その1番目に記載してあるご意見ですけれども、アドバイザーからは、一定の対策をとられているものの、さらに以下の点について助言がありました。

2点ございまして、1点目は今回の仕組みではエクセルでの管理をしまして、区と委託先の間でやりとりをするわけなのでございますけれども、それをメールで送受信を行う際、誤送信がないよう必ず添付ファイルにパスワードを付与すること、それから、BCCを設定することということが意見としてありました。また、エクセルそのものにも送受信だけではなくて、常時パスワードを設定することが望ましいという助言がありまして、それに対する担当課の対応といたしましては、パスワードの付与、それからBCCの設定、常時パスワードの設定について、助言

のとおり対応するという事で回答を頂いております。

以上です。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

【伊藤（陽）委員】 メールのやりとりに関して伺いたいのですけれども、対象が400名だったと思うのですけれども、このメールのやりとりをする人の数というのは、大体どれぐらいになると想定されていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】 今、想定をしておりますのが400名ぐらいの方の登録ということでございますけれども、その中でメールアドレスで登録をしていただいた方にはメールで、メールアドレスがない方については郵送ということで考えております。

今現在、80名ぐらいの方にご登録をいただいているという状況でございます。その中でメールの方と郵送の方の配分、ちょっと今データがないのですけれども、恐らく昨年も、区の事業の中でボランティアの方の募集をさせていただいたのですけれども、大部分の方がメールを使って頂いているということで、大部分の方がメールを使ったご連絡ということになるのではないかと想定してございます。

【伊藤（陽）委員】 どうもありがとうございます。これぐらいの数になってくると誤送信の問題というのが、もう既に挙げられているのですけれども、こういうメールを送るのに特化したツールをやはり使ったほうが、ミスがないのではないかとこのも思っていました。ファイルの送受信に関してもそうなのですけれども、そういった特に今回は委託先が新宿未来創造財団ということなので、そういうところは特にそういったツールを使ってやったほうが、いろいろ使う機会もあると思うので、そこもぜひ検討をいただきたいと思っているのですけれども、そういった対応というのを今からご検討いただくことは可能でしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】 財団と、こういった手法がとれるのか、メールの活用も含めて検討をさせて頂きたいと思っております。

【会 長】 それで、ここにどういう関係か別紙というのが右上にある「申込サイト、メール等を活用した業務委託に係る受託事業の要件」という紙が1枚入っているのですけれども、これはどういう関係になるのでしょうか。

【区政情報課長】 「セキュリティアドバイザーの意見一覧」の2枚目に、「申込サイト・メール

等を活用した委託事業に係る受託事業の要件」という資料を付けさせて頂いております。

【会 長】2番目ですか。

【区政情報課長】関連といたしましては2番目なのですが、実は今の委員のご質問にも関連するのですが、今、イベントですとか事業への登録をウェブを使ってする形態が増えている中で、情報セキュリティアドバイザーからも、より安全な対策がとられているサイトを使ったほうを推奨するという考え方は、当然あるということです。ですので、この中にも委託先に対してはメール申込サイトを構築するというようなことを推奨はするのだけれども、やはりその委託の中でそれが難しいような場合もあると。その場合にはきちんとパスワードの設定やBCCの徹底、それから送信なり受信なりをするときに、複数体制でその辺の誤送信がないことをチェックするというようなことは、必要条件として頂いてございます。これはこの本事業に限らず、区の全体の事業のイベントの申込などにも今後使っていこうと考えておりまして、区政情報課として推奨していきたいと思っております。

【会 長】要するに一般的なルールなのだとということですね。この関連でこれをご検討頂いても構わないし、次の児童扶養手当の件でも問題になるかもしれませんが、この別紙はそういうつもりでご覧ください。

それでは、ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【田中委員】教えて頂きたいのですが、対象者400名程度となっていて、中学生、高校生の割合をどれぐらい予想しているのか。私自身も携帯とかの迷惑メールとかの対策が、非常に大変な思いをしているのですが、そういうことに関連も含めて、その辺の人数を分かれば教えて頂きたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】新宿区の中学生は非常にボランティアへの意識というのが高いようでございまして、今現在80名程度の方にご登録いただいているのですが、その3分の1程度が中学生の方でございまして。恐らく、今後もこれぐらいの割合で申込み頂けるのではないかと想定してございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見。

【鍋島委員】2つありまして、中学生の申込みは本人と親、保護者なのか、それが1つ。それからこれを見ていると受託事業者からのメールもスマホに来るのですね。メールはどういうふうなスマホでもやりとりするのか、どういうふうなセキュリティ対策がとられているのか、教えてもらいたいと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】 まず、中学生の方の申込みの場合でございますけれども、登録申込書に二十歳未満の方のお申込みの場合は、保護者の同意欄を設けております。保護者の同意をして頂いたうえで申込みいただくということで取り扱っております。

もう1点、スマホですけれども、スマホの場合もパソコンのメールと同様にセキュリティ対策については、しっかり講じてまいりたいと考えておまして、スマホですとか携帯電話のメールですと、特にドメイン指定で届かないといったケースが結構見られるものですから、メールそのものがちゃんと届いているかどうかというような確認も、併せてやっていきたいと考えております。

【鍋島委員】 それが親のほうにメールがいくわけですね。書類は分かるのですけれども、その書類を提出ではなくて、メールのやりとりというと、本人が親の代りに書きちゃうものですか、それは親とのやりとりなのかどうかというのを伺えたら。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】 まず、お申込みの時点で、メールアドレスの設定も含めて保護者の方の同意をいただいたうえでの登録となっております。その後の連絡につきましては、その時に登録頂いたメールアドレスに送るということになってございますので、こちらとしては登録頂いたメールへのご連絡といった取扱いにしております。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【三雲委員】 今の質問の回答なのですけれども、これは要するに区側としてはこの電子メールというところに記載されたメールアドレスが、親のものであるか、子どものものであるかについては関知しない、とにかく書かれたところに送ると、そういう趣旨の回答ですか。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】 こちらの登録申込書のほうにご記載いただいたところに、あくまで送るという考えでございます。

【三雲委員】 そうすると、子どもに届くということも当然考えられるわけですね。分かりました。もう1つ、中学生とか未成年の方が申し込まれる際に、これ保護者署名と判子を押す欄があるのですけれども、こういう書面でしかこの場合は登録できないのか、あるいはメールで申込みをして、何か保護者に意思確認をするという、そういった手法を考えているのか、いずれなのでしょう。

【会 長】 ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】登録申込書の様式としましては、このような様式で一応備えておりますので、この要件が満たされていれば、これにかかわらず、柔軟に対応はしてまいりたいと考えております。

【三雲委員】メールで申込みをされるときには、当然この署名欄、親の署名は、これは多分画像になってしまうから送れませんよね。捺印も送れないと。そうすると親が同意しているかどうかについては、メールを見ただけでは分からないわけですよね。そうすると今度は親に連絡をしなければ同意があるかどうか分からないわけなのですけれども、先程おっしゃった電子メールアドレスが本人のものなのか、親のものなのかも分からないので、そのアドレスに連絡をして、親御さんは同意されていますかと聞いてもちょっと意味がないと思うのですね。そのあたりの確認方法というのはどうされますか。

【会 長】ご説明ください。

【東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課】保護者の同意につきましては、あくまでこの署名とご捺印をいただくということにしておりますので、ここはこの様式にかかわらず、あくまで紙ベースで署名と捺印をいただくというふうに考えておりますので、メールで、まず未成年の方の申込みがあったとしても、保護者の同意が得られるように、何らかの形でこちらからご連絡をして、確認をさせて頂くというような形になろうかと思えます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

では、ご質問、ご意見はないようでしたら、本件は報告事項なので了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【会 長】次に、資料2「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付事業の実施に係る目的外利用について」です。

【子ども家庭課長】子ども家庭課長でございます。初めに資料の確認をいたします。

資料の2でございます。次に資料2-1でございます。これが個人情報の流れでございます。次に参考資料の2-1でございます。「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付費について」の資料でございます。それから参考資料2-2でございます。「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付事業の実施スケジュールについて」でございます。資料は以上でございます。

それでは、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付事業の実施に係る目的外利用について」ご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。目的でございますが、こちらは未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業を適正に実施するということでございます。対象者は令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母であり、かつ基準日である令和元年10月31日において、婚姻をしたことがない者で、同日において事実婚をしていない者、または事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限ります。これは本給付金が税制上の寡婦控除が受けられない未婚のひとり親への対応であるためでございます。対象者数は約800人でございます。

事業内容ですが、本事業は本年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、11月分の児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して1万7,500円の給付金を児童扶養手当に上乘せする形で、全国的に実施するものでございます。

参考資料2-1につきましては、国作成の資料でございますが説明のほうは省略させていただきます。

本事業の対象者はこの資料2の事業概要の①、②の全ての要件に該当する必要がございます。そこでまず、児童扶養手当の受給情報により、本年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母、かつひとり親とみなす事由が未婚又は事実婚解消である父又は母の抽出を行い、申請書を交付いたします。その後、申請とともに税情報の使用を承諾する本人同意を得ることで、特別区民税・都民税において、婚姻歴のある者に適用される寡婦控除に関する情報から、基準日における婚姻歴の有無を確認し、対象者ではない者からの申請を防止いたします。この手順を踏むことで、本事業を迅速かつ正確に実施することといたします。

3ページをご覧ください。児童扶養手当情報の目的外利用関係ですが、保有元の登録業務の名称が「児童扶養手当」、利用先の登録業務の名称が「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付事業」でございます。目的外利用を行う理由ですが、本事業の対象者が児童扶養手当受給者であることが給付の要件であることから、対象者の抽出、対象者への勧奨案内、給付等の手続において児童扶養手当の情報が必要なためでございます。目的外利用を行う情報項目は、証書番号、事由、受給状況、該当年月、喪失年月日、生年月日、性別、氏名、住所、振込先、口座番号、振込名義でございます。

4ページをご覧ください。特別区民税、都民税情報の目的外利用関係でございますが、目的外利用を行う理由は、本事業は未婚の児童扶養手当受給者に対する給付金のため、未婚であるかの確認が必要となる。下記控除の有無を確認することにより、非対象者からの申請を防止することができるためです。また、目的外利用を行う情報項目は、寡婦（夫）控除の有無、寡婦控除（特別の寡婦）の有無でございます。

次に、資料2-1をご覧ください。こちらが本事業に係る個人情報の流れでございますが、①からご説明いたしますが、まず児童福祉総合システムから本年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母、かつひとり親とみなす事由が、未婚または事実婚解消である父又は母の抽出を行います。

次に、抽出対象者に申請書、同意書を交付します。そして、次に申請書、同意書による意思表示に基づき、住民情報オンラインシステムの税情報による要件確認として、寡婦控除に関する情報から基準日における婚姻歴の有無を確認し、給付金支給者を確認いたします。⑤の「給付金支給者・不支給者の確認」の後、支給決定、不支給決定通知書を送付いたします。

なお、資料の最終ページ、参考資料2-2は本事業の実施スケジュールとなっております。説明は以上でございます。

【会 長】 それでは、これについてもセキュリティアドバイザーのご意見があります。

【区政情報課長】 これらについてはアドバイザー意見一覧をご覧ください。裏面のところで2件ほど頂いております。データベースへのアクセス制御、それからシステムを立ち上げたまま離席することがないようにするというような対策、それから万が一事故等が発生した場合に備えまして、トレーサビリティの確保をする必要があるため、ログの取得の推奨をいただいております。それに対して担当課ですけれども、アクセス制御、ログ管理及び追跡管理の徹底を回答頂いているところでございます。以上です。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【三雲委員】 この審議会の話と関係ないお話ですが、抽出する情報というのは、これは婚姻歴がないというのは、要するに今まで結婚したことがないということで、1回結婚をして子どもが生まれた後、離婚した方たちは、この対象にはならない、そういう理解でよろしいのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 委員ご指摘のとおりでございます。婚姻歴がある場合は対象となりません。

【三雲委員】 そうすると、これは婚姻歴がない方であって、ひとり親であるという、そういう状況の方、当然の話そういう方をまず抽出して、その方にだけ同意書を送って、そこから申請書が来たら、支給対象であるかどうかをもう1回確認するということですか。

【子ども家庭課長】 そのような形になっています。お子さまを今扶養していて、そのお子さまに関して未婚であるという状況が児童扶養手当の情報になります。児童扶養手当の受給者の中には過去に離婚をされていた方、そういう方も児童扶養手当受給者の中には混じっておりますので、そこからさらに婚姻歴のある方を除くという作業を2段階でやることになってございま

す。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。木もと委員、どうぞ。

【木もと委員】データベースへのシステムを立ち上げたまま離席することがないようにという話がありますが、一定時間使用、作業等がない場合は、自動的にシャットとかスリープとかされるような状況にはなっているのかどうかを、お伺いしたいと思います。

【子ども家庭課長】シャットダウンはされないのですが、スリープ状態という形で、画面が見られない形になっています。

【木もと委員】そこからまた立ち上げる際は、一定のパスワードとかを入力して、もう一度起動をするというような状況にはなっているのでしょうか。

【子ども家庭課長】パスワードを入れて立ち上げる形になります。

【木もと委員】ありがとうございます。

【会 長】私から1点ですけれども、この支給の要件にこれまで結婚したことがないとか、事実上云々とか、これはどこでチェックするのですか。ご説明ください。

【子ども家庭課長】まず、申請の段階で現在の戸籍をご本人に添付して頂くということがございます。

【会 長】添付ですね。なるほど。

【子ども家庭課長】また、過去の状況につきましては、税情報などで確認いたします。

【会 長】事実婚というのはどうやって。

【子ども家庭課長】児童手当の申請の際に、事実婚の状態があるかどうかというのは確認をして、事実婚であるような場合は、児童扶養手当自体の対象にはならなくなってくる。事実婚かどうかにつきましては、居住状態、まず一緒に住んでいるか住んでいないとかそのようなことの聞き取りをして、確認をする形になります。

【会 長】本人の届出ではなくて、区のほうで積極的に調査されるのですか。

【子ども家庭課長】そこまではいたしません。

【会 長】どういうふうにして事実婚の確認をするのですか。聞き取りとかというのは誰から聞き取るのですか。

【子ども家庭課長】今回の手続といいますのが、児童扶養手当の現況届けという年に1回、所得状況や家族状況を面談によりお聞き取りをして、その後の児童扶養手当の支給状態を確認する手続がございます。

【会 長】それは、この件とは関係なく基本的に行われていると、今までも。

【子ども家庭課長】はい。今までも行われています。今回の給付金事業についても実施をするという形になってございますので、その聞き取り作業の中で事実婚等の有無については確認をすることはできます。

【会 長】聞き取りは誰がやっているのですか、今現在は。

【子ども家庭課長】今現在は子ども家庭課の職員が行っております。

【会 長】職員が。

【子ども家庭課長】はい。

【会 長】その人たちに区に来てもらって。

【子ども家庭課長】そうです。

【会 長】区役所に来てもらって面談をしているのですか。

【子ども家庭課長】児童扶養手当の現況届の作業につきましては、郵送などの手続ではなく、全員が区役所に来所していただくという形で手続をとっております。

【会 長】それで事実婚の確認をする。分かりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは諮問事項、目的外利用でございますので、諮問事項ということになっておりますので、ご異議がなければ承認ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に、資料3「ブロック塀等安全化指導業務の委託について」であります。

【建築物等調査・安全化担当副参事】建築物等調査・安全化担当副参事です。よろしくお願いたします。

資料の確認でございます。まず、資料3でございます。補足資料としまして資料3-1でございます。それと資料3-2でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の報告資料、こちらの資料3ですね。1ページ目をお開きください。まず、事業名ですけれども、「ブロック塀等安全化指導業務」でございます。担当課は建築調整課でございます。目的はこちらに書いてありますとおり昨年6月、ちょうど1年前発生しました、大阪北部地震の通学路におけるブロック塀の倒壊事故を受けまして、区が昨年実施しましたブロック塀等の点検調査に基づきまして、所有者、管理者に対してブロック塀のそれぞれの状況に応じて、文書及び戸別訪問により安全化指導を行って、震災が起きたときに倒壊事故を防止することが目的でございます。

次に、対象と事業内容でございますが、文章だとちょっと分かりにくいので、今回3-1の資料、イメージ図を作りましたので、こちらの図に基づきまして事業の内容を説明していきたいと思っております。資料3-1をご覧ください。

今回ご審議いただく安全化指導業務委託は、昨年第5回、ちょうど10月ですね。個人情報審議会で承認頂きました、ブロック塀等の点検調査業務に基づき業務を委託するものでございます。30年度の点検調査では、区内のブロック塀1万209件ございました。そのブロック塀を調査の中で4つの判定に分類いたしました。本年度はそのうち法の基準に適合しているA判定を除き、B判定、C判定、D判定に対して安全化指導を行うものでございます。

作業手順ですが、昨年から約1万件の点検調査結果を全員に送付いたしました。そのうち約2,000通が区に戻ってきましたということで、所有者に連絡がつかない状況です。今回の委託で区が所有する平成28年度に実施しました既存建築物台帳の登記情報と、空き地等におきましては登記簿調査によって連絡先を調査し、連絡がつく方に対しては再度点検調査結果より抜粋して、安全化指導リストを作成します。これは文書郵送によって活用をしていくということで、安全化指導リストを作成するというところでございます。

次に、今年度の委託内容として四角の枠の青い部分ですね。B判定、C判定、D判定全てに対して行うもので、これは文書によって安全化指導を行うという内容のことでございます。次に、四角の赤い部分です。戸別訪問による安全化指導で、これはD判定、Cd判定に行うもので、これは耐震性が低く耐震診断をした場合に、明らかに要除却となる形状を持つもので、こちらに対しては戸別訪問で直接所有者に対して現地立会いで、点検調査結果の説明や除却の補助制度、また除却の概算見積もり、除却に向けての説明を行って、ブロックの安全化を指導するものでございます。

なお、Cd判定は全部で1,321件あることから、マンパワーというか、事業量が大変多いものですから、今年度は通学路沿いの610件を実施いたします。来年度は一般道路沿いの711件を実施する予定でございます。以上が事業概要でございます。

次に、委託業務における個人情報の取扱いについて説明いたします。こちらも報告文ではなくてイラストの資料3-2のほうで説明させていただきます。基本的には昨年実施しました点検調査の個人情報の取扱いと同じでございます。手順は、新宿区から委託先におけるデータのやりとりが①から⑩までになっているのですけれども、簡単に説明させていただきます。まず、安全化指導に当たっては、昨年実施した点検調査結果と区の所有する平成28年の既存建築物台帳を紙とCD-Rにより、また登記簿謄本は紙により委託会社に提供をします。②です。デ

一タ処理です。委託会社はそれらの資料をもとに安全化指導リストを作成して、点検調査結果に入力、修正いたします。③としてそれらのデータは、データ処理後速やかに区に返却してもらいます。④文書による安全化指導は点検調査結果を印刷して、資料と合わせて封緘まで行います。⑤封緘して宛て先ラベルを貼ったものを区に持ち込んでいただきます。⑥区はその封書を郵送いたします。

次に安全化指導、この赤い線の下側になるのですけれども、申込み、所有者又は管理者から、申込みははがき、電話、メールで委託会社に連絡が入るようにします。⑧委託会社は点検調査結果と資料を持って戸別訪問いたします。⑨委託会社は安全化指導結果を報告書にまとめます。

最後に⑩ですけれども、報告書を紙及びCD-Rにまとめて区に納品して、本委託は完了となります。個人情報の取扱いについては、黄色の吹き出しの内容のほか特記事項、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守いたします。委託会社は未定ですが、建築技術の資格を有する会社による指名競争入札により決定いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】これ終わるまでずっと、全部をやるのですか。

【建築物等調査・安全化担当副参事】時限措置で、一応2年で区切りをつけることを考えています。

【会 長】そこまでできた案件で終了ということ。分かりました。

本件について、補足することはありますか。

【区政情報課長】ないです。

【会 長】ないですね。アドバイザー意見はなし。

それでは、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

【三雲委員】昨年の調査において、これは事務所協会のほうに委託をしていたかと思うのですが、今回は事務所協会ではなくて1つの会社、これは建設会社ですか、建築会社、どういった会社なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】一応指名競争入札をして、区分としましては都市計画もしくは建築物の調査を行っている調査会社、コンサルタント会社が、入札に参加する要件になってございます。このほかに委託に当たっては、過去にブロック塀の点検調査に類似した業務を行っていること、また、安全化指導業務を過去に行っていることといった条件をつけて発注する予定でございます。

【会 長】このブロック塀の工事、建て替え事業などに関係する人が関与すると、調査が歪んでくる可能性があります。そういう業者が委託先に入る可能性はあるのですか。

【建築物等調査・安全化担当副参事】施工会社は入りません。設計事務所関係、設計調査会社ということでの区分で指名、業者を選定していきます。

【会 長】選定する、入札のときにね。分かりました。

ほかにご質問、ご意見。では、鍋島委員。

【鍋島委員】1つは、これはここにある1, 300幾らのところの件数に調査に当たるのか。それから、事前にこういう方が訪問しますというのを、その1, 300幾らの抽出された方に郵送されるのかどうか、2つ伺います。

【会 長】ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】今回、安全化指導は、区の職員ではなく調査会社が行うということで、7月もしくは8月の調査に入る前に、新宿区報で調査会社が安全化指導を行いますという周知を行います。それと安全化指導を行う対象者に対しては、案内文を送付しまして、希望日を伺う、もしくは返送されなかった場合は直接訪問しますよという内容で、案内通知文を送ることになってございます。

【会 長】よろしいですか。

【鍋島委員】というのが、本当にこういうことが起こるとその辺で悪質な方が必ず回り出します。ですから、そのことを十分周知して、1, 300ぐらいですから、本当に十分に周知してあげて。区報は読んでいる人も読んでいない人もいますからお願いします。とっていない人すらいますから、お願いします。

【会 長】どうぞ、ご説明。

【建築物等調査・安全化担当副参事】そういった事故をなるべく防ぐということで、必ず「調査員」という腕章を着けて、あと身分証明書もきちんと身につけて、適切に対応するようにという内容で、委託仕様書の中にうたってまいります。

【鍋島委員】この調査書ということで、腕章もつけてきますから、同じように。丸っきり同じようなものを、どこかで用意してきます。ご注意ください。

【会 長】ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】委員の意見を受けまして、慎重に対応していきたいと思えます。

【会 長】よろしくお願ひいたします。それで、これ文書による指導から訪問による指導に

切り替わるという可能性があるのですか。説明してください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】文書による指導というのは、今回、戸別訪問に行けなかった方に対しては、塀の状況をあなたの塀はどういう状態なのか点検調査結果とともに、今後どういう対応をとったらいいのか、また助成制度の内容についての資料を入れて郵送するというのが、文書による指導でございます。

戸別訪問による指導というのは、本当に倒壊の恐れがある、例えば石積み擁壁の上にちょっと載っているような塀とか、高さが2.2メートルを超える高い塀、こういったものは耐震性が非常に弱いということで、こういったものについてやはり、ただ資料を送るだけでなく、戸別訪問を行います。

【会 長】文書による指導と訪問による指導は、今は分けてありますけれども、文書による指導の結果、訪問による指導に変わることがありますかという質問です。

【建築物等調査・安全化担当副参事】失礼いたしました。変わることはございません。あらかじめ訪問するものについては、リストをつくって文書によるもの、戸別訪問によるものということで、区分を明確に分けてございます。

【会 長】そうすると個人情報の扱いが違うはずなのです。文書による指導のグループと、それと戸別訪問と。ただ、戸別訪問による個人情報のほうが、やはり訪問が入っているからいろいろ問題が発生する可能性があるかなという感じがしていて、ここらあたりを、管理を委託業者ときちんと分離して、それで文書によるというのは、場合によっては区でも発送業務だけ頼めばできるかなという気もするわけですね。だから、同じ頼むにしても、文書による指導、文書の発送だけなのと戸別訪問とはちょっと違うので、そこらを何か配慮して、個人情報の管理、それが流出しないように、分離して管理していただきたいなと私はそう思うのですが、いかがですか。ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】確かに会長おっしゃるように、戸別訪問においては点検調査書を持って訪問するというので、要は個人情報の持ち運びという問題がございます。こちらに対してはきちんとセキュリティ対策を盛り込むように仕様書にうたっています。

【会 長】よろしく申し上げます。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【津吹委員】聞き漏らしてしまったのかもしれないですが、先程2,000通が戻ってきたというご報告があったように聞いたのですけれども、その追跡調査というのか、徹底調査というのは、どのようにお考えなのでしょうか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】戻ってきたものというのは、点検調査、現地で表札を頼りに送っていますので、表札と違うというのですか、そこで、受取人がここでは私ではないですよということで返送されているということなので、まず、建物登記簿を区で登記情報として持っていますので、それを照合して新たに郵送するという行為でございます。空き地等や、駐車場等のブロック塀については建物がありませんので、そういった場合は区に情報がないので、登記所に登記簿を照会して、それで得たものを調査会社にお渡しするというか、預けて記入して頂くということでございます。

【津吹委員】どこまでを徹底されるのか。そこで、先程おっしゃったように駐車場なんかで分からなければそこで打ち切ってしまうのか、そうではなくてもっと個人情報に踏み込んで調べをされて管理をされるのか。そこは閉鎖登記等から分かる可能性もありますし、その辺はどこまでをご検討されているのでしょうか。

【会 長】ご説明をどうぞ。

【建築物等調査・安全化担当副参事】空き家条例の場合には、住民票とか課税台帳とかさらに追跡できるわけなのですけれども、今回のブロック塀に関しては、あくまでも登記簿で終了ということにしております。

【会 長】よろしゅうございますか。

【津吹委員】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。おぐら委員、どうぞ。

【おぐら委員】この戸別訪問による安全化指導なのですけれども、これは業者だけですか、それとも区の職員が随行するのですか。

【会 長】ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】委託会社のみ、2名1組、1名は建築技術を有する有資格者と、あと補助者が1名ついて委託会社2名で回るということになってございます。

【おぐら委員】人数的には難しいのかもしれないのですけれども、やはり区の職員も随行することで、そこでの個人情報の安全性というのが確保されるのと、先程、鍋島委員がおっしゃったような、いろいろな業者が、勝手に行く業者ではなく、やはり区の職員でしたらその身分証明というものをちゃんと携帯しているわけなので、その辺はいかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】同様の調査なのですけれども、外壁点検調査ということ

で区でも、定期的に外壁の看板の状況の指導業務という安全化指導の業務を行っています。そのときはやはり区の職員立会いではなくて、業者の2名ということなので、同じような仕組みで今回取り組むということでございます。

なお、やはり委員がおっしゃるように定期的に区の職員も随行して、区民からの不安がないような形で、定期的に見てはいきたいと考えております。

【会 長】よろしいですか。そこは実務のことで難しいこともあるかもしれませんが、そういう希望が出たということで、やはり区民の方に不安が起らないように、できれば事前に区のほうから何日ごろ、どういう人が行きますよという通知でもいいのかもしれないし、それとできるかできないか私は分かりませんが、なるべく丁寧な説明をして、不安を取り除いていただきたいと、こういうふうに思います。

ほかにご質問。

【田中委員】調査、指導は別で、このCとかDの耐震性が低い、劣化や破損が著しい場合の件数の戸別訪問に当たって、もしその施工が早急になるという場合に、データがそのまま施工する業者に行くとかという、個人情報があるまま行くようなことがあり得るのかどうか、それを教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【建築物等調査・安全化担当副参事】あくまでも今回は施工会社を紹介するという行為は行いません。今回行うのは施工を促すという意味で、新宿区のリフォーム協会というものがあまして、そちらの協会を紹介するという行為までにとどめております。

【会 長】よろしゅうございますか。

【田中委員】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見、ございますか。

特別ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということにいたしますけれども、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたしました。ご苦労さまでした。

次は資料4「新宿区擁壁及びがけの点検調査業務の委託について」であります。説明される方はお名前を説明した上、配付資料の確認をお願いいたします。

【建築指導課長】建築指導課長です。まず、資料ですがお手元にホチキスどめA4縦の「資料4」と右肩に書いてある物が、3枚の物がございます。それから、もう1つA4横ですけども、右肩に「資料4-1」と書いてあるカラーの物、こちらの資料がございます。この2種類

で説明させていただきます。

今回の擁壁及びびがけの点検調査業務委託ですが、まず概要について、恐れ入ります資料の4のほうの下にページ番号を振っておりますが、2ページ、上のところに「事業の概要」と書いてあるところで事業の内容をご覧ください。区では大地震や集中豪雨による土砂災害により被害を防ぐために、擁壁及びびがけの安全化をこれまで進めてきております。平成21年から23年に区内の高さ1.5メートル以上の擁壁及びびがけの点検調査を行いまして、この結果に基づき、びがけ、擁壁の所有者や管理者の方に対し安全化指導をこれまで行ってきました。今年度は従前の調査を踏まえまして、道路沿いの約300カ所の擁壁及びびがけについて、改めて点検調査を行うというものでございます。

それでは、次の3ページをご覧ください。左上に「別紙（業務委託）」と書いてある物でございます。こちらの表のところ、4つ目のところですが、委託に伴い事業者処理させる情報項目を記載しております。

【会 長】すみませんが、この議題の前にブロック塀の云々という調査結果というのが出てきて、それとこの擁壁というのが関連が分からないので、まずそれだけ簡単に説明してください。前の議題とこれとどこがどう違うのか何か分からない。

【建築指導課長】まず、今回のこの議題の擁壁といいますのは、土地の中で高低差、高さの差があるときに、例えば敷地間でお隣のほうは高さが5メートル高いとか、あと道路よりも敷地が5メートル高い、そういう場合に擁壁ということで土どめ、コンクリートの土どめとかで擁壁というものをつくっております。先程ご説明させていただきましたブロック塀というのは、高低差がないところでも、道路と敷地の境のところであまり中が見えないようにとか、防犯という意味でフェンス、柵とかをつくったりしますが、その柵とかの中でのコンクリートブロックでつくっているもの、これがブロック塀というものでございまして、先程ご説明させていただいたブロックの塀は、そういう主に道路と敷地の間等で、また隣地間でもありますが、境のところに設ける塀でございます。

今回のこの擁壁というのは、高低差があるところに土どめなりで設けているもの、これが擁壁というものでございます。

【会 長】分かりました。ありがとうございます。どうぞ進めてください。では、3ページからご説明ください。

【建築指導課長】それでは、続きまして3ページのほうで項目の表で4つ目のところで、委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、今回、調査の対象となります擁壁及びびがけの所在

地、所有者・管理者の氏名、所有者・管理者の住所、対象の擁壁及びびがけの配置図、平面図、立面図、現場写真、それから調査の結果判定を行いますのでその結果、それから調査に基づきまして改修計画、安全対策等の提案をさせていただくのですがその内容、そして現地での対応記録、これは所有者の方等に対してヒアリングを行った記録でございます。

次の処理させる情報項目の記録媒体は、紙それから電子的媒体ということでございます。

1つ飛びまして、委託の内容ですけれども、こちらは3つ書いてございますが、現地点検調査、それから2つ目、調査結果の通知文の作成、それから3つ目、安全化指導及び啓発ということになります。

次に、委託の開始時期及び期限ですけれども、こちらのほうは令和2年3月中旬までを予定しております、次年度以降も同様の業務委託を行う予定ということでございます。

委託に当たって区が行う情報保護対策として、主なところを説明させていただきますと、運用上の対策では2番目のところで、必要に応じて個人情報の管理、保管状況の確認を行います。システム上の対策としましては、やはり2番目のところですが、電磁的媒体内の委託業務に係る個人情報について消去させ、消去の状況を確認するということがございます。

次の項目、受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、3番目のところで委託先が取り扱う情報は、点検調査をする際に所在地や建築物に関する情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させないというものでございます。

以上、記載のとおりなのですが、恐れ入りますが、今回のこの業務におきましての流れを資料4-1、A4横のカラーの資料で簡単にご説明させていただきます。こちらのほう、左側に新宿区、真ん中に委託先、右側のほうに所有者又は管理者ということで、データの情報の流れを記載させていただいております。調査に当たっては、区のほうからこれまでの過去に行った点検調査の結果を委託先のほうにデータとして出しまして、そのデータをもとに委託先のほうで所有者又は管理者のほうに日程調整などを行い、現地点検調査を行い、点検調査結果をまとめるというものでございます。

資料4の3ページにお戻りください。表の中で3つ目のところで、委託先ですけれども、こちらは現在未定ということになっておりますが、今、予定していますのは「随意契約による」ということで記載しておりますが、21年から23年に行いました委託先、こちらのほうに委託を行いたいと考えているところでございます。

また、2つ飛ばしまして委託理由のところですが、今回のこの事業としましては専門技術、また測量知識等も必要ということで委託により行いたいと考えているところでござい

す。

以上、説明ですが、よろしく願いいたします。

【会 長】調査した結果をどう、何に使う。ご説明ください。

【建築指導課長】調査を行いまして、その結果、まず判定ということで、これは判定というのは3段階に分かれて判定を行っております。これは健全、やや不健全、不健全という3つに分かれます。調査の結果をもとに不健全というものと、このような改修をしたほうがよいという改修の提案書なども作りまして、それをもとに所有者様、又は管理者様に安全化の指導を行っていくというものでございます。

【会 長】分かりました。

何かご質問かご意見ございましたらどうぞ。

【三雲委員】委託先は21年から23年と同じということだったのですけれども、具体的にどちらなのでしょう。

【会 長】はい、どうぞ。

【建築指導課長】アジア航測という測量会社でございます。

【三雲委員】ありがとうございます。それと委託の期間なのですけれども、次年度以降も同様の業務委託を行うとなっていて、前回は21年から23年で3カ年だったと思うのですけれども、今回も同程度の期間を予定されているのか、あるいはそれより長いか短いかというのはいかがでしょうか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【建築指導課長】今回は行うのが21年度から23年度のときに、やや不健全と判定したもののうち道路沿いに接するもの。やはり道路沿いというのは一般の方も通行するというので、重要ということでやらせていただいております。

ちなみに不健全と判定したものに付きましては、28年度に行っておりまして、今後、やや不健全のうち例えば道路沿いでないものを行うとか、そういうことはまた改めて考えていきたいと思っておりますが、現在、考えて行いますやや不健全の道路沿いということについては、今年度で終了ということで考えているものでございます。

【三雲委員】するとこれ、期間は次年度以降も同様となっておりますけれども、その記載とは関係なく今年度で終わるということでよろしいのですね。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【建築指導課長】今回のこの委託で行いますやや不健全、道路沿いというのは、今年度でまず

終了ということになりますが、引き続き調査、これまで21年度から23年度で調査を行っているものの中でも、まだ調査していないものがございますので、それについては次年度以降に調査を行っていくというものでございます。

【三雲委員】最初の質問に戻るのですが、全体で300件程度が次年度以降も含めてあるということだと思うのですが、それがどれぐらいの期間をかけて行われるというふうに考えていらっしゃいますか。前は3カ年でしたけれども。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】年数何カ年というところは今、想定していないところで、まずはやや不健全のものをやろうというところでは、来年度以降何カ年というところまでは、年数は計画していないところでございます。

【三雲委員】こういう話を聞いているのは、最終的に委託が終わったところでデータは全部消去していただくと。それを区のほうも確認するというプロセスがあると思うのですが、それが毎年度毎年度来るのか、そうではなくて多分終わってからだと思うのですね。そうすると何年後になるのかというのが気になるものなのでお聞きしているのですが、そこはどうかでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】まず、今年度調査を行ったデータに関しましては、今年度で事業者のほうとしては全て消去させるということで、データはもう全て区のほうに所有しまして、業者のほうの分は全て消去させるということになります。年度ごとで委託ということで、少なくとも今年度のことは、今年度で消去させるということで考えてございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。津吹委員、どうぞ。

【津吹委員】今のご説明の中で28年度に不健全の物件に関しては終わらせたということなのですが、調査が終わったのか、ここで言うご指導まで入っているわけなので、ご指導から改善まで終わったのか、その辺についてご説明いただければ助かるのですが、

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】調査は行いまして、その上で安全化指導ということで所有者様、管理者様への指導ということで区のほうからはさせて頂いております。ただ、改修につきましては、どうしても所有者様の意思ということでございまして、正直言いますと改修ということでは行われたものもありますが、まだ行われていないところはかなりあるというのが状況でございまして、28年度に調査を行いました、その後も29、30年度と継続して安全化の指導ということ

で行わせてきていただいているところでございます。

【津吹委員】おっしゃることはよく分かるのですが、何件やって何件できたのか、それに基づいて次のステップとしてやや不健全を、今回リスクがありながらやりましょうということの事業だと思うのですよ。それがあって個人情報も含めたリスクを全部含めて、行政としてやりましょうということだと思うので、その辺の全く前段の不健全のものが何%、例えば1割しか実施できていないのであれば、そこをもっと繰り返しやるべきであって、やや不健全に行くべきところなのかどうかというところの、その議論はいかがなのでしょうかとこのところをお聞きしたいのですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】委員おっしゃるとおりで、特にやや不健全ということに関しては、一番改修を進めるべきというところで、私どものほうとしても毎年改修ということで通知などを送る、また直接所有者様のほうに訪問して、お話しするなどということもやっているところなのですが、残念ながら進んでいないところがありまして、例えば昨年度で言いますと、改修ということで区内では改修を行った件数が年間で12件あったのですが、残念ながら不健全のものでの改修というのは昨年度はございませんでした。そうした中で、引き続き不健全のものに関しましては、我々としても、今年度もそうですけれども、安全化への指導ということで啓発と呼んでいますが、させていただきたいと思っております。

一方で、やや不健全というものでも、21年度から23年度にやや不健全ということで、その後の経年変化によって今度不健全ということになっているような状況もあるかもしれませんので、特に道路沿いは一般の方々も通行するところでもありますから、改めて状況を確認して、そういうものについても特に悪いところについては、所有者の方に対して安全化指導というのを強化して行っていきたいということがございまして、今回、やや不健全についても調査をする。委員おっしゃったような不健全に対しての安全化指導というのは、引き続き行っていききたいと考えているところでございます。

【津吹委員】先程、三雲委員のほうからご発言があった、期間という問題があったかと思うのですが、委託期間は、数年というものは、ある程度1つ区切りをつけて、それ以降、では、区が直接関与していくということですね。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】おっしゃるとおりでして、区としては継続して、安全化指導というのは、委託はしないでも、区でやっています。昨年までも安全化指導というのは区独自でやっていたも

のでございます。

【会 長】よろしいですか。

【津吹委員】はい。

【鍋島委員】私も相談室にいたので、いろいろ近所から相談されるのですが、崖の上にマンションが建つらしいのですが、擁壁のところ崩れてきたらどうしようと、相当な不安に駆られている何所帯もある地域がありまして、もう今はまだ建ってはいないのですが、今説明の段階なのですけれども、とても不安がっているところがあります。やはり両方がきちっと分かり合って、建築許可を出すような流れにさせていただかないと。

【会 長】先程のブロック塀の場合、今回の案件は点検調査だけということで、最後、その結果を区がもらって、区のほうでその結果の通知と、それから安全化指導の提案というのをされる。さっきのブロック塀で言えば文書による指導ですよね。戸別訪問による指導ではなく、文書による指導が想定されていますね。ここまでが今日の1件の案件だと思っているのですが、今話を聞いていると戸別訪問による指導というのはこの中には入っていないのですか。それはどういうことか。ご説明ください。

【建築指導課長】最初に委託業者のほうで、現場のほうを確認させていただくのですが、その際に所有者、管理者の方から話を伺うということになっておりまして、そういう際に、所有者、管理者の方が、明らかにその段階で現場を見たときに、ここは改修したほうがいいのかそういうところがある場合については、現場のほうでお話をさせていただくということもあります。ただ、基本的には今、会長のおっしゃっていただいたように、指導関係につきましては、最終的にまとめた文書で区からお出しするということになりますが、現場の状況として明らかなものは、委託業者のほうで、その場で話をさせていただくということもございます。

【会 長】調査に絡めて工事の話までするというのであれば、委託業者の選定とか、やはり委託の内容をきちっとしないと、要するに仕事をとりたいために調査の内容が歪む可能性があるわけです。その目的をはっきりしていただかないと、ここで審議してくれと言われても、今みたいに現場へ行って何を言うか分かりませんよみたいなことを言われたのでは、それはちょっと議案としてなっていないし、さっきの例、ブロック塀と比べても、文書による提案まではいいですよ。あれよりもこっちのほうが簡略でいいかなと思ったぐらいなのですけれども、今話を聞いていると、面談による指導をやるということになりますと、ちょっと問題ではないですかね。ご説明ください。

【建築指導課長】今の話でいいますと、安全化指導ということに関しては基本的に文書を、最

最終的に区のほうからお送りする文書による指導ということになりまして、そのところ、基本的に事業者のほうで行うものは調査ということが基本ということになってまいりますので、その点につきましてはそのような形でしっかりやらせるようにさせていただきます。

【会 長】それはもう当然そうなのですが、委託業者、前回使った委託業者、今回指名するかもしれないところは、そういう工事の施工ができる会社というかそれと関連があるのですか、ないのですか。施工と関連、工事能力があるとかないとか、どこかの会社、工事会社と関連している会社とか、どういう会社なのか。ご説明ください。

【建築指導課長】測量を主にしておりまして、あとはコンサルのところをやっているものですから、基本的に例えば擁壁の工事を直接行うということではなく、測量なり、コンサルのことをやる場所なので、直接その工事会社ということではないということで把握しております。

【会 長】分かりました。ほかにご質問かご意見ございますか。

【鍋島委員】区民は、何のために調査しているのかしら、区民のためなのかしらというのが疑問なのです。つまり調査したときの所有者が相続で売ってしまうという可能性はいっぱいあるのですね。そうすると買った人は知らないわけです。もし、そのときに文書が行っていたとしてもその文書は買った人には渡っていないのです。でも、被害を受けるのは住民なので、区民なのです。ですから、そのところが一体何のために、区民のためにやるのだったら、そこに建物を建てるのだったらそれは反映されていいでしょうというような苦情なのです。それを開示してくれないと、そういう苦情もありますので、やはりこれは、調査は調査だけというよりも、もうちょっと建築課と同じですので、それが有効に、地震が実際に近づくとされているから余計みんなシビアになっていますので、下のほうに住む人はね。そういうところなのです。よろしく願いいたします。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【建築指導課長】まず、この調査が区民の方のためにというところがございますが、仮にがけ、擁壁が崩れたりしますと、例えばがけ下にお住まいの方のところには何か影響とかが出る可能性もある。また、逆にがけ上の建物、そちらのほうに影響が出るということもあるかと思っておりますので、そういう意味で大地震なり、それから集中豪雨のときに崩れて、生命とか財産に被害が及ばないようにということで、行わせて頂いているものということでございます。

それと、この調査結果につきましては、大変恐縮ですが所有者の方のみにお知らせするというので、ほかの方があそこのがけの調査結果がどうだったかということをお聞きになったと

きは、お答えさせていただいていないという状況ではございますが、ただ、その調査結果なども踏まえまして、建築物を建てる時には建築確認ということがございますが、そういう時には私どもの区のほうで、もちろん参考にすることもございますし、あとその結果などに基づいて、悪い、不健全とかということになっている場合ですと、擁壁を造り替えるようなことも考える、また、補修をする、そういうことで実際行ったり、我々のほうでも建築の設計者なり、相談に来たときには指導をさせて頂いているというところでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。どうぞ、木もと委員。

【木もと委員】多少、セキュリティに影響があると思うのでお伺いをするのですが、電磁的媒体にはCD-R等というような形になっておりますが、例えばUSB等もこれは入るのか。現在どのようなものが主流として使われているのか、そのあたりはどのようなようになっているか教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【建築指導課長】基本的には、今CD-R、それと委員もおっしゃっていただきましたUSBメモリ、そちらのほうを考えているところでございます。

【会 長】よろしいですか。

【木もと委員】大丈夫です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件も報告事項ですので了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了します。

次に、資料5「介護人材入門的研修事業の運営業務の委託について」であります。

【介護保険課長】介護保険課長です。

資料は資料の5という形でホチキスどめの物、7ページまでございます。それから資料5-1横長の物、それから資料5-2、本日差替えで机の上に置かせていただきました物、この3つを使いましてご説明をさせていただきます。

それでは、介護人材入門的研修事業の運営業務の委託について、ご報告をいたします。めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。介護人材の確保・育成が現在課題となっております。そういった中、今年度は新たに目的のところがございます、より広い裾野から介護人材の参入を図るために、介護の仕事の魅力・やりがい、こちらを紹介する講座、それから入

門的研修、最後にはおしごと相談会を実施するというような形の事業でございます。対象者は福祉に興味がある介護未経験者で、区内の介護サービス事業者に勤務などを想定なさる方というようなイメージであります。

事業内容、こちらの（１）のところから見ていただきまして、まず介護の仕事の魅力・やりがいを紹介する講座、こちらを５０名程度、同じものを２回開催したいと思っております。そして、次に（２）介護に関する入門的研修をやりまして、最後におしごと相談会というような形で、５０名程度というような形で考えております。

最後に（３）番、アンケートの実施、集計及び分析でございます。それぞれ講座や研修が終わった後のアンケートのほかに、最後に効果を検証するために匿名でのアンケートを実施して集計、分析を行いたいというふうに考えております。

次に、資料５－１の図を見て頂きまして、個人情報の流れというような形で順を追って確認をしていきたいと思っております。まず、左側紫色のところです。こちらは講座の申込みのときの情報を収集するものという形になっています。こちらのほうでは電話・ＦＡＸ・はがきの申込みのほかに電子メール、もしくは申込サイトというような形を使っての受付も可能という形でやりたいと思っております。電子メールや申込サイトというところでは、暗号化を図って、安全を確保したいと考えているところでございます。

次の緑色のところが受託事業者という形になります。受託事業者には従業員への研修の実施やセキュリティ責任者の設置などを義務づけたいと思っております。そして、この中の青い中ですね。それがパソコンの中、電子ファイルのパスワードの付与とか、アクセスの制限など、こちらに書いてある対応策を講じたいと考えています。そして電子メール等々で情報が来るといの中では、ファイヤーウォールという形を使いまして、申込みの情報は、このファイヤーウォールの対策の内側に置くというような形をとって、管理するようにしたいと思っております。

ここの青い囲みの下ですね。名簿等を講座会場に持ち出して来ているかどうかという形でチェックが必要になりますので、紙媒体のものについてはキャビネットで保管をし、移動をするときには鞆等をしっかりと身体と直接結びつけておくなど、区の個人情報事故対応マニュアルを、順守させることを考えています。また、アンケート調査の結果は、区のほうに取りまとめで、パスワードを付与した形で提出して頂くことを考えております。

次に、今日お配りしている資料５－２です。こちらは研修等おしごと相談会のときのものになります。違いの部分だけをご紹介したいと思っております。紫のところを比較していただきますと情報量が増えている、それは生年月日などは研修終了後に修了証というところに生年月日等記

載が必要ですので、生年月日を情報としていただきます。それから託児を希望する場合は、お子さまの名前等々を情報としていただく必要があるというふうになってございます。そして、紫色の隣の赤の⑦、⑧のところです。最後にもう1回アンケート調査をしますというようなところでやっているところが、先程と違って形になります。これについては右に流れていきまして、同じようにパスワードでやります。そして、新宿区のほうでこの研修修了者の名簿という形は、区の中で保管をしていきます。というのは、初任者研修という、これとは別の研修があるのですけれども、そういった研修を受ける人たちは、この研修を受けていると一部免除になりますので、そういったところで証明として出すということが考えられますので、区のほうで保管していくという形をとります。

資料をお戻りいただいて、3ページのほうを見てください。委託先です。委託先は現在のところ未定です。6月中旬に入札によって決めたいと思っています。申込みのときに、先程も言いましたサイトやメールを使う場合については、申込サイト、メール等を活用したい業務委託に係る受託事業の要件というものがあまして、それをしっかり満たす事業者という形で選定をしていきたいと考えております。

下のほうにいきまして、処理させる情報項目の記録媒体としては紙と電磁的媒体となります。それから、また2つ下がっていただいて、委託の開始時期及び期限というところでは、7月上旬入札で決まりましたら7月上旬に契約をしまして、令和2年3月31日まで、年度末までというような形で予定しております。以下委託に当たり区が行う情報保護対策、次のページに受託事業者に行わせる情報保護対策というところの項目でございますが、先程図の中で説明した黄色い部分がそれに当たります。ここで1つだけ取り上げさせていただきますと、3ページの2番ですね。委託に当たり収集した個人情報や業務委託後に全て破棄させるとともに、パソコン上のデータは消去させ、消去したことを区に報告させるように指導しますという形で、一旦全部情報は消していただくというような形で、事業が終わったら廃棄する予定です。ご報告は以上となります。

【会長】セキュリティアドバイザーからの意見及び対応の説明をお願いします。

【区政情報課長】今、担当課長からご説明がありましたように、今回、委託先については入札により今後決定ということでございます。それで今般、本事業だけではなく、講座やイベント等でウェブを通じて、お申込みをしてやりとりをするというような事業が大変増えてございます。昨年度この審議会の中でも、今後そういったある程度の水準、要件を一定程度決めたらどうかというようなご意見もございまして、情報セキュリティアドバイザー、それから当区の情

報システム課、それから区政情報課のほうと協議をした結果、情報セキュリティアドバイザー意見の2枚目に付けさせていただいている、「申込サイト・メール等を活用した業務委託に係る受託事業の要件」として、最低こういう要件を満たすことという整理を今回改めてさせていただいたところでございます。

内容といたしましては、受託事業者そのものの要件とその事業の要件ということで大きく2つ分かれてございますが、事業者の要件としては、会社といたしましてパソコンやクラウドサービスなど個人情報を扱うような場合には、ID、パスワードによる認証、それからデータへのアクセス制御、それからそもそもウィルス対策やファイヤーウォール等による保護対策を講じている、もしくは会社の従業員に対する研修等を十分に行っているようなこと。それから今回、その1番の⑦に書かせていただいておりますが、特にこの申込サイトやメール等を活用したということで、スマートフォンやタブレットによる申込み、あるいはアプリを活用するような場合、それから要配慮情報を取り扱うような場合には、必ず第三者認証を行っている。もしくは、そういうような事業者ではない場合でも、同等以上の対策を講じている事業者を要件として挙げております。

大きな2つ目の事業そのものの要件といたしまして、運用上の要件としては、必ず申込サイトには利用目的を明示すること、それから先程も出ましたが、メールソフトによるやりとりよりは、必ずウェブメール、申込サイトで双方が見に行くというような、そういう機能を持ったサイトの構築を推奨すること。もしそれが難しい場合にはメールになりますけれども、その場合にはBCCの設定や送受信を行うファイルについては、パスワードを付与するというような運用を徹底すること。システム上の要件としましては、少し細かい話になりますがパスワードの設定、それからそのパスワードも定期的な見直しを行う、それからその申込サイトそのものも当然、自社でサイトパッケージを保有する事業者が望ましいわけなのですけれども、もしレンタル的なサービスを利用する場合には、バックアップを定期的に行っていたり、システム障害が発生した場合には、復旧についても明確化されているようなこと。先程担当課長も言いましたけれども、ファイヤーウォールの場所も外側ではなくファイヤーウォールの内側にそのサーバーを置くというようなことを要件として挙げさせていただいております。この要件については、満たしているところを選ぶということで考えているという回答を頂いております。

**【会長】**当然、このアドバイザーの今の要件は満たすということで選定されるということによろしいですね、本件も。

それでは、ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

【三雲委員】まず、事業の内容について、おしごと相談会というのは何でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】研修の最後に区内の事業者は何社か来て頂いて、マッチングと言うよりは、どのような事業をやっているのかというような形で紹介ブースと言いますか、そういう形を設けて、直接事業所とお話をしてもらおう機会を設けるというようなイメージです。

【三雲委員】ある種マッチング的な利用をされるということ。そうすると、参加者の情報は、このマッチングの場にやってくる介護事業者のほうに渡なのか渡らないのか。渡るとしたときに、それはこの今回の受託事業、委託事業に関してフォーマットとして渡したものをそのまま送るのか、あるいはそれとは全く別の形でブースの中で参加者と事業者との間で、別のやりとりがあるのか、これはいずれなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】委員がお話しした後段のほうの、こちらからその情報を渡すということではなくて、事業者とご本人様との間でやりとりをして頂くということを考えています。

【三雲委員】個人情報、この場において参加者から介護事業者に渡るということは想定されているわけですね。

【会 長】ご説明を。

【介護保険課長】必ずしも全部ではないのですけれども、双方が合意というような形では行われることはあると想定しています。

【三雲委員】この個人情報の移転については、新宿区の側としては個人情報保護条例の適用の範囲外であるというふうに考えているのか、適用されると考えていますか、これはどちらなのでしょう。

【区政情報課長】今回のこちらに付議している案件については、業務委託ということでお諮りをしているわけなのですけれども、今のブース上においての、どのような仕事がこの事業所ではあるのかというような話の中で、個人情報ももし渡るとしたならばなのですが、それについては本人同意に基づく情報の収集、事業者への収集と認識はしているところでございます。

【三雲委員】個人情報保護法のもとで事業者が本人同意を得て取得した情報であって、これは条例とは関係がないと。分かりました。

それとあと、今回の委託先についてこれから決まるということなのですが、委託の理由に介護分野における高い専門性を持っているということが書かれているので、介護関係の会社なのかなと思うのですが、具体的にどういう会社を想定されているのですか。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【介護保険課長】例えば、今うちが介護事業者でそういう研修の機能も持っている事業所等がありますのでそういうところ。もしくは人材の派遣会社でもある程度スキルともあると思うので、入札の中では参加してくれる可能性があるのかなということは想定しています。

【三雲委員】当然、介護事業者であれば介護人材が欲しいものだから、この参加者の情報というのは非常に大事な情報というか、利用価値の高い情報になると思いますし、また、派遣会社ではなおさらですね。もうこれが商材そのものになってくるのですよね。そうすると、これをとっておいて後で活用するインセンティブの高い機会になってきますので、非常にその情報管理についてはしっかり消去について、報告させるだけで足りるのかどうかということも含めて、区の側もきちんと検討をしていただく必要があるかなというのが1点ありますが、どうでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】最後に私のほうも2番のところを取り上げて読み上げましたとおり、ここが重要なところだと思っていますので、消去の確認というようなところまでしていく必要があると思っていますのでございます。

【三雲委員】消去のタイミングは事業が終わるタイミングだと思うのですがけれども、委託の開始日、期限を見ると今年度末までで、次年度以降も同様の業務委託を行うと、これは年度ごとに事業終了と見て、消去させていくと、そういうことでよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】委員ご指摘のとおりで、この事業は、今回この参加した人たちの名簿は全部消去してもらって、単年度限りです。もし来年やるとなればまた入札をしてという形で考えています。

【会 長】よろしいですか。これ研修受講者に修了証を発行すると書いてありますが、この（2）国指定様式と書いてありますが、これ事業全体が国の主導で行われていて、国の何か基準が示されて行う事業ですか、これは。ご説明ください。

【介護保険課長】介護の仕事につくために幾つかのことがあって、こういう研修を受けてくださいというような形がありますので、その一番初歩といいますか、それに当たる要素をこの研修の中に入れて実施します。従って、国が決めているそういう講座というか項目が、この中に入ってきます。

【会 長】各自治体が自由に研修をやって、様式だけ国の様式を使って修了証を出している

と。国からの、修了に関する、研修に関する基準とかチェックとかはないのですか。

【介護保険課長】国からは、こういう要素の研修という形で示されたものがあります。それに基づいた研修をこれからこの中でやっていくという形になります。従って、区が、Aさんはこれが終わりましたという形で修了証を、国が定めた様式のものにのっとなって作成するという形になります。

【会 長】こういうことを基本的に研修させてくださいとう国からの指示があるだけで、それをどういうふうに行ったとか、やるとかそういうことは国とは関係なくて、その項目自体を研修の中に折り込めば、新宿区の判断で修了証が出せるという感じですか。国のほうのチェックはないのですか。

【介護保険課長】国のチェックは確かにはないです。私たちの責任において、国が示すそれやり終えましたという形で、新宿区のほうで証書を出します。

【会 長】ということは、その個人情報として、結局それでは流れないよねと今、理解しているのですけれども、修了書を発行した住所、氏名、生年月日とか基本的な事項は国に報告するのでですか。

【介護保険課長】国へは報告しません。

【会 長】しない。分かりました。ほかに何かご質問かご意見ございますでしょうか。

【津吹委員】参加資格は区内在住・在勤という形になるのでしょうか。また、その発行された場合に、それを例えば事業者なりが、こういう形でちゃんと受講修了証が出ているのですねというご確認があった場合に、区としてはお答えするのでしょうか。それによって個人情報の開示というものがあると思いますので、その2点を教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】必ずしも対象者は区民だけではなくて、興味を持ってもらって区内の事業所に将来的には何らかの形でと思っている方も対象となります。とは言っても新宿区周辺の方という形にはなるのではないかとは思いますが。

証明書はご本人に渡すという形になりますので、ご本人が次に、就職なりして、次のステップの研修を受けるときに、この部分については私はこの証書を持っていますから、受講しなくてもほかだけ受ければその資格がもらえるものになりますと、自分が使うものという形になりますので、事業所がうちのほうに問い合わせをしてきて答えるという形ではなくて、本人、仮に受講証をなくしたとかいうようなことで、もう1回発行してほしいとなれば、本人から区のほうに来ていただいて、発行をして、それをご自身が証明書として使っていただくという形に

なりますので、事業所には答えないです。

【会長】よろしいですか。ほかに。

【伊藤(陽)委員】これはどちらかという事務局にもかかわることだと思うのですが、この申込サイト・メールを活用した案件の全般的な話になってくると思うのですが、例えば、この申込サイトをどのように開発するかという話があると思っていて、あとどのように管理をしているかというのがあると思うのですが、この紙に、これを見る限りだと、参加受付用のサイトパッケージを持っているという、そういった表記があるのですが、以前、Googleのシステムを活用するという案件がありました。自社で開発している可能性というのが必ずしも私は、ここでは想定されないみたいを書いてあるのですが、そんなことはないと思っていて。例えばGoogleのシステムを使うとか、あとは外部のイベントの特化したサイトを使うとか、そういった独自でサーバーを持って管理しないというケースはすごく今増えてきていると思っていて、このように想定されないということ自体、そもそもちょっと違うのではないかというのをまず思っています。

あと、外部のGoogleのシステムを一部でも使うという場合に、これが再委託になるのではないかという問題提起もあったと思うのですが、この辺の解釈というのがこの資料からだ、どのようになっているのかというのが、いまいち分からなかったの、ここをどう今後、この案件に関してもそうだと思うのですが、介護の専門的な知見を持った会社が必ずしも情報セキュリティの知見を持っているとは、私は限らないと思っただけですが、その辺の再委託の関係ですとかどのように考えていますか。

【区政情報課長】今、委員ご指摘の点も踏まえ、基本的な整理をしたわけなのですが、今言った事業の展開については、かなり事業の供給が細分化してしまっていて、やはりイベント、あるいは講座を運営する側のノウハウと、申込サイトを運営する側ということで、どんどん社会も細分化している中で、今、委員ご指摘のように自社がその申込サイトを必ずしも持っていないケースというのも、これからどんどん増えていくということは、それは認識してございます。従いまして、その辺については今後、この要件についてももう少し、そういった自社が持っていない想定も含めて、精査をしていく必要があると考えております。

それから、そういった意味もありまして、それが再委託に当たるのかどうかというようなことですが、この後、ウォークイベントのところでもあるのですが、基本的に個人情報保護審議会の中では、再委託という扱いにはさせていただこうと思っております。なぜかといいますと、事業を展開する上で、受託する側が、やはり1社で完結しないような場合に、区側の

認識、セキュリティ、あるいは個人情報の流れという意味でも、複数の業者にかかわるのだという認識を持って事業を運営するということであります。もちろんその再委託自体は禁止をされている話ではございません。メインの事業についてはもちろん再委託の禁止はされておりますけれども、基本的に外部のシステムの活用や、レンタルサーバーですとかサーバー部分の業務の提供ということであるならば、再委託ということで整理をさせていただこうかなと思っております。

【伊藤（陽）委員】 この話は、そういう話に最終的になってくるのかなと思っておりますけれども、例えばレンタルサーバーも再委託ですとか、コンピューターにかかわるところが再委託になると、企業がどんどん増えていってしまっていて、どこかやはり大本の締めるところをつくらないと、話が難しくなってしまうと思うのです。例えばデータを管理するのだったらウィンドウズを使っているからマイクロソフトも再委託なのかみたいな話に、突き詰めるとそういう議論も出てくると思うのですけれども、それはやはり難しいと思うので、ここである程度の例えば制約をつくって、その範囲内であれば何かうまくできるようにするというのが、いいのではないかなと思っております。

今回もやはり介護のことがメインですから、申込サイトというのは二の次と言ってはあれなのですけれども、そういうふうにやはり運用するべきだというふうに思っていて、このいろいろ書かれていることもあると思うのですけれども、例えば、これから外れてしまっても、情報セキュリティアドバイザーの方ですとか、情報システム課の方が見て、何となくよさそうだったらそれはいいのではないかという話で、柔軟に対応をしていかないといけない案件だと思うのですけれども、この辺の課題がやはり非常に難しいと思うので、今後もその辺は、この後の案件もかかわると思うのですけれども、しっかり確認をしていただいて、どこまでがこの再委託になるのかというのは、もうちょっと検討していただければいいのかなと思っておりますし、この基準に関しても柔軟に対応していただければいいのかなと思っております。

【会長】 この問題は全般の問題なので、一般的な問題なので、この程度にして頂いて。それでは、本件について。

【鍋島委員】 この講座と研修とおしごと相談と、3つのためにこれだけの詳しい情報を集めますよね。ですけれども、私たちも相談で講座をやりますけれども、講座と研修があったらこんな項目は要らないのですよね。ですから、もう少しおしごとで修了証書だったら国の指定があるので要るかと思っておりますけれども、これは分けて収集したほうが、情報としては安全だと思うのですけれども、何でこんなにたくさん要るのかというのが分かりません。お願いします。

【会 長】 3つの関連から最初説明をして、簡単に。

【介護保険課長】 講座のほうは、まず興味を持っていただくために行いますので、集める情報も必要最低限と思っています。そこで講座で興味を持ってもらった人、もしくは講座に参加しなかったのだけでも、研修を受けようと思う人という形でまた募集をします。

研修を受ける方については、先程申し上げましたように、研修が一定のことをやったという修了証というふうに繋がってくるので、記載しなければいけない必要事項を、この研修の参加者には求めて収集いたします。あとは託児というような形でやる場合には、お子さんの名前等々ある程度分かった中で保育していくのかなというところがあるので、託児のときはこの情報を求めるというような形で考えてやろうと思っております。

【鍋島委員】 分けて収集して、これだけ初めから全部ということではないということですね。分かりました。分けてください。お願いします。

【会 長】 ほかに何かご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、本件も報告事項ということで了承ということで終了にしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了します。ご苦労さまでした。

それでは資料8ですね。「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書の締結について」であります。

【児童相談支援担当副参事】 子ども総合センター児童相談支援担当副参事です。よろしく願いいたします。

本日の資料についてご確認をお願いいたします。資料8でございます。「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報提供等に係る協定書の締結について」の資料。補足資料がございます。資料8-1、サポートネットワーク図でございます。資料8-2、児童虐待案件への対応フロー図、こちらでございます。参考資料8-1が今回、警察と結ぶ協定書の案でございます。それから、もう1点参考資料8-2がございます。こちら要保護児童に係る個人情報の外部提供について、子どもサポートネットワークについて以前諮問させていただいた資料でございます。

では、資料8、報告事項のほうから資料に沿ってご説明させていただきます。区では平成17年に児童福祉法25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会を、新宿区の子ども家庭・若者サポートネットワークとして設置し、これまでも警察署を含む関係機関と要保護児童について情報共有し、連携してきたところでございます。この度、区と警察との児童虐待に係る情報共有について、より分かりやすく明確にして一層の連携の強化を図るために、区内4警察署と

協定書を締結することにいたしました。

記書き以下ご説明させていただきます。まず、子ども家庭・若者サポートネットワークの位置づけ及び役割でございます。法的根拠については、先程申し上げました児童福祉法によるところでございます。(2)の役割につきましては、児童虐待への対応のほか不登校児童、学校における問題行動への対応、児童の心身の発達支援に関する事、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援に関して、関係機関と協力し、効果的な支援を行う、こちらが子ども家庭・若者サポートネットワーク全体の役割でございます。

この中で、①とございます要保護児童への緊急対応に係る構成機関同士の情報収集、②の個別ケース会議における構成機関との情報共有、支援の方向性の確認、役割分担、こちらのところが要保護児童対策地域協議会に係るところでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料8-1をご覧ください。こちらが要保護児童対策地域協議会のイメージ図でございます。子ども総合センター、子ども家庭支援センターを中心に警察ほか関係機関と連携しているという図になっております。要保護児童、要支援児童、特定妊婦の緊急対応に係る情報共有というところがございます。用語の説明については下の部分でございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、(3)の構成員でございます。行政機関、法人、個人として構成員の承諾を得て、登録書に記入いただき、名簿に掲載しているところでございます。行政機関及び法人については、名簿に搭載後、法の規定により公示をいたしております。(4)守秘義務と罰則義務についても、児童福祉法による守秘義務及び罰則が適用されるというところでございます。以前の諮問の資料のほうをご覧いただきたいと思いますが、平成17年、平成24年の審議会で諮問させていただき、情報提供の内容についてはご了承をいただいている内容でございます。

続きまして、協定書の概要についてご説明させていただきます。今回はこちら、役割の中で記載したサポートネットワークの様々な役割のうち、児童虐待への対応というところで、区と警察の連携について明文化したものです。児童虐待情報の一番の通報先や関係機関とされる区の子ども総合センター、子ども家庭支援センターと警察においては、綿密な連携及び緊急対応が必要とされているため、両方で情報提供共有について明確化することにより、一層の連携強化を図って、子どもの命を守っていききたいというところの確認でございます。

内容については、以下の3点でございます。紹介及び情報提供、情報管理、情報の共有というところでございます。詳細については参考8-1、協定書のほうをご覧いただければと思います。協定の締結日については、6月18日を予定しております。

もう1点配付させていただいた資料ですが、資料8-2、虐待案件への対応フローとございます。左側が警察署、真ん中が区となっております。警察へ入る110番通報に係る緊急安全点検調査等に及ぶところ、区といたしましては関係機関、地域住民の方からの通告についての調査、関係機関からの情報収集、こちらのこの段階での緊急性、必要性に応じた情報共有というところが、今回の警察と区との情報共有というところの一番の大事なところかと思っております。

説明は以上になります。

【会 長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【三雲委員】昨今、児童虐待の事案が増えているので、非常に大事なことをされているのだなというのはよく分かるのですけれども、幾つかちょっと。まず共有されるというか、お互いに照会できる情報の範囲というものについてお聞きしたいのですけれども、今回の参考の8-2ですか、ここに書いてあるものを見ると、氏名、性別、生年月日から始まっているいろいろあると思うのですが、この範囲に限られるのか、それを超えて情報のやりとりがあるのであれば、その項目は何なのかということも1点。それと提供の対応ですね。書面なのか、あるいは口頭なのか、あるいはそれ以外の方法なのか。情報の提供があったときには、どんな情報が、いつ、誰と誰との間で移転したのかということの記録化が必要だと思うのですけれども、その辺はどういうふうにされるのか教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【児童相談支援担当副参事】まず情報提供、外部提供の内容ですが、こちらは以前に諮問させていただいた内容の範囲でございます。

それから、やりとりの仕方については、緊急対応が主となりますので、警察との相手先を確認した上での電話等でのやりとりが主となります。そして、記録に関しては子ども総合センターのほうでは、システム運用しておりますので、頂いた情報については、全て入力し管理を行っているところでございます。

【三雲委員】この参考の8-2の多分3ページの外部提供を行う情報項目に書かれているものがやりとりされるというお話だったと思うのですけれども、参考8-1の情報共有に関する申合せ事項の2の(1)を見ると、警察が保持している当該児童等に係る情報について照会するというふうになっていて、場合によっては、例えばその子の非行による保護とか、過去の前科・前歴であるとかそういったものも、場合によっては必要になることもあるかと思うのですが、このあたりはいかがなのでしょう。

【会 長】 ご説明ください。

【児童相談支援担当副参事】 警察が保持している情報は様々かと思うのですが、区と警察との虐待防止に係る情報のやりとりというところで、必要のない情報については頂く必要はないと考えております。

【会 長】 よろしいですか。

【三雲委員】 あくまでも、この参考8-2の3ページの外部提供を行う情報項目に書かれている内容のみだという理解でよろしいですね。

【児童相談支援担当副参事】 はい、こちらの内容のみになります。

【会 長】 よろしいですか。資料8-1、これ関係機関がいっぱいあるではないですか。これ構成員というのですか。一番上の子ども総合センター、これは区ですよ、まず一番は。それから左の警察、これは今問題に。ほかにいっぱいあるではないですか。児童相談所から始まって民間団体、右側の保健センターまで。今回の協議書の関係は、子ども総合センターと警察だけの話ですか。

【児童相談支援担当副参事】 おっしゃるとおりです。

【会 長】 ということは、今までの全体構造、この協議会全体の問題ではないですね。警察とだけ、だからほかに情報が流れないですねということを今確認しているのです。

【児童相談支援担当副参事】 今回の協定内容については、区と警察の協定になります。ただし、要保護児童対策地域協議会における検討として、児童虐待案件について個別検討が必要な場合には、そのお子さんの関係機関のみの間でサポートチーム会議等を開いて協議する場を、法に基づいて設定いたします。

【会 長】 警察だけという情報のやりとりの問題と、どこへ流れるか分からないと言われたら、相当意味が違いますね。

【児童相談支援担当副参事】 虐待防止の対応については、お子さんの所属する学校、幼稚園、保育園などが虐待の状況をキャッチすることが多いので、まず、そちらから情報が入ってくる場合がございます。子ども総合センターでは保健センターと情報共有し、お子さんのそれまでの生育歴などを確認した上で、必要に応じて情報共有し、対応を行っていくところです。その中で、必要があれば警察にも入っていただくというところです。

【会 長】 なぜ警察だけと結ぶのですかというのですよ。そうすると構成員のどれか、関係者ととにかく協議しないといけないので、関係者のこの構成員が、全員が持っている情報を出しなさいと言えばそれまでのことなので、少なくとも区が、この構成員全体のどこにでも問い

合わせができて、情報が収集できて、こちらからも向こうからも構成員と協働でというのは分かるのですよ。だって、なぜ警察だけと協議書を結んで、これ内容を見ても大ざっぱですよ。警察から、よほど極秘の情報だけ警察とやりとりして、ほかに出さないというなら意味があると思ったのです。だけど、そうではなくて何でこれ、警察だけやって、その情報が共有されたものがほかのところへ流れるのは自由みたいなことを言われても、ちょっと難しいなと思います。

【児童相談支援担当副参事】法の中で児童虐待防止、児童虐待の対応というところで、関係機関と情報共有するということは定められております。確かに、今回の警察とだけの協定については、なぜなのかというようなお問い合わせかと思います。昨今の児童虐待事案を受けて、政府のほうでも幾つかの対応策が示されています。その中で児童相談所と警察、市区町村と警察の連携強化についても努めるようにというような通知も出ております。また、子ども家庭相談指針の中でも、できれば共有する内容を明確にして協定などを結ぶとよろしいでしょうというような助言が出ているところでございます。

今回、こちら警察とだけ協定を結ぶことに関しては、情報共有における対応について明文化しまして、双方の役割を明確化すること、また、警察の担当者がかわった場合でも、協定があることでこの関係、緊急的な対応について引き継げること、それから区が警察と密接に連携して虐待対応をしていることを、区民の方々にもアピールしていくというような狙いもございません。

【会 長】普通だったらこういうものを結びつけると、相互に得た情報はどこまでしか出さないとか、他に提供しないとか、何かそういうものがあるはずですよ。だけどこれ何もないではないですか。だから何で、これをつくらなくても、この程度のことは今までやってきたのではないですか。

【児童相談支援担当副参事】確かにこれまでも警察とは密に連携させていただいて、対応をしてきたところではございます。ただ、今回、児童福祉法の改正の方向性や、東京都が子どもの虐待防止に関する条例を作成したなど、そういった流れの中でより一層連携強化というところで、都民の方、広く区民の方にもアピールし、昨今のなかなかお子さんの安全確認をさせて頂けない保護者の方への対応ですとか、そういったところも円滑に行っていければと考えているところでございます。

【会 長】その目的は分かっていますよ。問題は個人情報とどれだけきちり管理されるかだけが、ここの審議会の目的なので。国の政策だとかそういうのはどうでもいいし、社会問題

となっていることは皆さんご存じだし。問題は、個人情報はどうやって管理されて、警察にある情報を得てこちらももらう。こちらが持っているものを向こうに出す。それで、それがフリーになって、それが行った先がどうなるのか、もらったものをどう使うのか。何のために渡して、受け取ったほうはその目的以外のものに使ってはいけない。限定された範囲しか使えないというのは当たり前のことです。これ何も限定がないではないですか。どこへ出して、どこまでしか出したらいけないとか。そういうものではないですから、情報の管理というのは。これ区の発案ですか。どこかの発案ですか、これは。

【児童相談支援担当副参事】今回は警察署からの提案で締結を進めたいと考えているところがございます。

【会 長】区のほうとして、何か希望を入れたらいいではないですか。そういうことは考えないのですか。向こうの原案どおりここへ出せてしまう。

【児童相談支援担当副参事】原案は、もう少し幅広い形でいただいていたものを、23区内ではもう10区が締結しているというところで、他の区の状況を見ながら、また指針に盛り込まれている内容を、そのままそっくり引き写す形で文案を調整したものでございます。

【会 長】今まで警察との情報交換で困ったことはあったのですか。自由に交換していたのではないの。

【児童相談支援担当副参事】必要に応じてお問い合わせはもちろんさせていただいておりましたし、警察からの情報提供というのも、昨今心理的虐待が児童相談所に通告される際には、必ず区のほうにも情報を頂いておりましたので、非常に困った事例というのは確かに少なかったかと思います。ただ、担当の方がいらっしゃらない場合で、ちょっとやりとりで混乱したことは若干ございました。

【会 長】警察と区だけでこういう協定書を結んで、特殊情報をもらえるのだったらやる意味があると思ったのですよ。だけどもらったのを構成員に、ネットワーク全体に流すのだったら、今までと変わらないのではないのというだけのことなのです。

【児童相談支援担当副参事】情報の提供先についてなのですが、警察とも必要があればやりとりしますし、ほかの構成員の方についても、必要な関係機関の間だけで情報共有をするという仕組みでございます。構成員がたくさん載っておりますが、A君の関係機関ということで保育園なり保健センターなりということで、個別にA君の関係機関、Bちゃんの関係機関というところで、その範囲の中だけでの虐待防止に関する情報共有をしているところでございます。

【会 長】それを明文化したらいいのではないですかという程度にしまして、何かご質問か

ご意見ございましたら。

【三雲委員】これはあくまでも最初のご説明、児童福祉法第25条の2、1項及び2項に基づく協議会の中での法令に基づく情報のやりとりを、今回は切り出してきて協定書という形で結びたいというそういうことなのですか。

【子ども総合センター児童相談支援担当】おっしゃるとおりでございます。

【三雲委員】そうすると、これは法令に基づくものだというので、今回報告、資料8の表紙に書いているのは報告だと思いのですね。今度は逆に、参考の8-2のほうを見ていると、これ外部提供の諮問ということになっているのですけれども、本来この枠組みで情報のやりとりをするのって、法令に基づくものなので審議会の諮問は要らないのではないかと思うのですけれども、これはなぜこうなったのですか。

【会 長】事務局、どうぞ。

【区政情報課長】本来、法令に基づく外部提供については、審議会への諮問事項ではないところではあり、法令を根拠として外部提供の根拠は示されているのですけれども、どういう項目を、どういう関係機関でやりとりをするというような最初の部分のルールについてはやはり審議会にお諮りをしたほうがいいのではないかとということで、過去に諮問をさせて頂いております。

それが、お配りしている参考8-2ということで、情報項目ですとかそれから構成員、これは具体的に各自治体のほうで明確化をする必要がございますので、法的な根拠は先程委員がご指摘のように、児童福祉法の25条の2に示されているわけなのですけれども、具体的にこういう情報項目で構成員の皆様と共有しますよというようなところについては、一番最初の部分についてはお諮りをしようということで、諮問をさせて頂いております。

【三雲委員】あくまでも、そうすると前回この参考8-2で諮問をして承認を得たこの範囲内で行うものだというのであれば、報告でも別に構わないのですけれども、その旨をこの申合せ事項の中で、提供可能な情報項目を限定して頂かないと、これ、先程私のほうがお聞かせ頂いたのは、事案をうまく解決していくために、これを超える様々な情報を手に入れることがあり得るのかと、だからこそこにかかっているのかと思ったので。そうではなくて、あくまでも確認的な意味合いでしかないということであれば、逆にここを超えてはいけないはずなので、お互い提供可能な情報項目はきちんと明記をしていただかないといけないのではないかと。そうすると、例えば先程質問した参考8-1の申合せ事項の2の(1)の、「当該児童等に係る情報」という、こういう曖昧な書き方というのはちょっと許されないのではないかと思う、これはど

うなのでしょうか。

【子ども総合センター所長】総合センター所長です。三雲委員のご指摘も伺いまして、当然、共有すべき情報というのは、しっかりと双方で確認をし合う必要があると思います。申合せ事項等については、例えば趣旨を逸脱するものでなければ、まだ基本的には追記や、修正するという事は可能なので、今頂いた意見については所管で十分に検討をさせていただいて、前回諮問させていただいた内容を超えないということを、十分念頭において再度修正したいと思っています。

【会 長】よろしいですか。その修正は、修正を前提に今日承認を得たいという趣旨の発言なのか、いや、もう一度修正した案を持ってきますので、そのとき改めてお諮りくださいというのか、どういう趣旨でしょうか。事務局、どうぞ。

【区政情報課長】修正をするという前提で、ご承認をお願いしたいと思います。修正をしたものを、至急送らせていただきます。

【会 長】承認を得たいというのが提案だということですね。

その点についてご意見はございますか。それでよろしければ修正付きということで、今日の意見を反映したもので、協定書を修正して、協定書の調印をするという方向なのだと。

では、そういう条件付きで承認ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういう条件つきで承認といたします。ご苦労さまでした。

【会 長】では、事務局、何かございますか。

【区政情報課長】次回の審議会でございますが、7月3日水曜日の午後2時から、隣にございます第3委員会室でございます。また、追ってご案内をさせて頂きたいと思います。

また、本日の修正の資料についても、併せて送らせて頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

【会 長】長時間どうもありがとうございました。次回もよろしくお願いたします。

午後12時23分閉会